

議案第160号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年(2016年)11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、次のとおり宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成27年2月6日に、担当医師が相手方に対し腰椎椎間板ヘルニア摘出手術を行ったところ、手術後に相手方の左総腸骨動脈から出血し、血腫により腰神経叢が長時間圧迫され、相手方に障害が残存した。

この宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

2 賠償の金額

金18,600,000円

3 賠償の相手方



※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。